

## 議案第38号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3 小田原市学校給食費検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校給食のあり方検討委員会	委員	15,000円以内
-------------------	----	-----------

別表第4 保育園嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

幼保連携型認定こども園医	年額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年額	174,800円以内

別表第4 幼稚園歯科医の項の次に次のように加える。

幼稚園薬剤師	年額	174,800円以内
--------	----	------------

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため提案するものであります。